【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出日】 2023年8月25日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼代表取締役社長 小池 広靖

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-6387-5000

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 野村為替ヘッジ付き世界債券ファンド(野村SMA・EW向け)

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 2兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2023年2月24日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、〈訂正前〉および〈訂正後〉に記載している下線部__は訂正部分を示し、〈更新後〉の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1ファンドの性格

(1)ファンドの目的及び基本的性格

<更新後>

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「投資対象資産による区分 1

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載

があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲 げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な 収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託がいて租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組み あるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運 用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合 には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

2 投資方針

(2)投資対象

<更新後>

世界各国の公社債に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンドは、以下に示す投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

指定投資信託証券

ノムラ日本債券オープンF (適格機関投資家専用)

4/80

EDINET提出書類

リスクエフィシエント外国国債・円ヘッジ後リスク調整型インデックスファンドF

(適格機関投資家専用)

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信

GIM世界国債ファンドF(適格機関投資家専用)

ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用)

UBS世界国債ファンドF(適格機関投資家専用)

SMTAM外国債券円キャリー戦略インデックスF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)

マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)

ティー・ロウ・プライス 海外国債ファンドF(適格機関投資家専用)

野村マネーポートフォリオ マザーファンド

上記は2023年8月25日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。(ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに 投資して、実質的な運用を行なうしくみです。)

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる ものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等(信託約款)

()委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の 規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りま EDINET提出書類

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ()委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1.預金
 - 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係 法人、信託報酬等について、2023年8月25日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個 別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

投資の基本方針のうち〈収益分配方針〉につきましては、以下の通りです(マザーファンドを除

6/80

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

<)。

・運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本 方針に基づいて運用します。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の公社債に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ日本債券オープンマザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2001年8月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎年、6月および12月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用します。

新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率
0.5%未満の場合	税抜年0.19%
0.5%以上1%未満の場合	税抜年0.25%
1%以上の場合	税抜年0.31%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払 います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債のセクター(種別・格付別等)配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA-BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債(投資適格格付(BBB格相当以上。BBB-を含みます。)を有している公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。)とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上(B-を含みます。)の格付を有しているものに限り投資できるものとします。

 EDINET提出書類

 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

リスクエフィシエント外国国債・円ヘッジ後リスク調整型インデックスファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるリスクエフィシエント外国国債・円ヘッジ後リスク調整型マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として現地通貨建ての日本を除く世界の国債に実質的に投資し、FTSE野村リスクエフィシエント・世界国債セレクト・インデックス(除く日本、円ヘッジ後リスク調整型・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

ファンドは、「リスクエフィシエント外国国債・円ヘッジ後リスク調整型」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

「FTSE野村リスクエフィシエント・世界国債セレクト・インデックス(除く日本、円ヘッジ後リスク調整型・円ベース)」とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。当該インデックスは、FTSE世界国債インデックス 1に採用されている国から日本を除いたユニバースをもとに、ローリングイールド 2等を考慮した国・年限ごとの期待収益率を算出し、ボラティリティ 3をFTSE

9/80

EDINET提出書類

世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)の1.25倍の範囲内に収まるとした制約下において為替ヘッジ後の 期待収益率が最大となるように国・年限のウェイトを決定します。

1 FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

2ローリングイールドとは、債券の利回りにロールダウン効果(イールドカーブの形状が変化しない状況において、債券の利回りが時間の経過とともに低下(上昇)し債券価格が上昇(低下)することによって得られる収益率)を加えたものです。 3ボラティリティとは、各資産やポートフォリオの価格やリターンの変動率のことです。

(B)信託期間

無期限(2018年4月6日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。

純資産総額	信託報酬率(税抜)
純資産総額が200億円以下の部分	0.20%
純資産総額が200億円超の部分	0.16%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

現地通貨建ての日本を除く世界の国債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

FTSE野村リスクエフィシエント・世界国債セレクト・インデックス(除く日本、円ヘッジ後リスク調整型・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

10/80

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

為替ヘッジはマザーファンドにおいて行なうため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行ないません。

EDINET提出書類

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の 新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS 国内債券·NOMURA-BPI総合連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) (対象指数)に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。)を目指します。

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

(B)信託期間

無期限(2017年12月7日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

<信託報酬>

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

信託報酬の総額は、により計算した額ににより計算した額を加えた額とします。

日々のファンドの純資産総額に年0.12%(税抜)以内の率(信託報酬率)を乗じて得た額。信託報酬率については、毎計算期間開始日の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社発表の新発10年国債の利回り(終値)に応じて、下記の通りとします。

新発10年国債の利回り(終値)	1.0%未満	1.0%以上
信託報酬率	年0.07%(税抜)	年0.12%(税抜)

^{*2023}年5月30日現在の信託報酬率は年0.07%(税抜)となっております。

有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%(税抜)以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額。

<その他費用>

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのとき に信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または金利等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の

12/80

EDINET提出書類

新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

GIM世界国債ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、主として世界の国々の政府または政府機関の発行する債券に投資することによって、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドは、FTSE世界国債インデックス(除く日本、為替ヘッジあり、円ベース)をベンチマークとします。

(B)信託期間

無期限(2021年4月8日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン·アセット·マネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
ファンドの	 JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
投資顧問会社	

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に応じて、以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

13/80

純資産総額	信託報酬率
純資産総額が200億円以下の部分	0.19%
純資産総額が200億円超300億円以下の部分	0.18%
純資産総額が300億円超400億円以下の部分	0.17%
純資産総額が400億円超の部分	0.16%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

EDINET提出書類

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に税抜年0.02%を乗じて得た額(ただし、税抜年300万円を上限とします。)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

世界の国々の政府または政府機関の発行する債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

上記(1)に掲げる債券に主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの運用の指図に関する権限 (為替ヘッジの運用を含みます。)をJPモルガン·アセット·マネジメント(UK)リミテッド に委託します。

短期金融商品にかかるものを除きます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記 および にしたがった運用が行えない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引を行う場合は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量(以下「市場リスク量」といいます。)が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(バリュー・アット・リスク方式)による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「ニッセイ国内債券オープン マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、主として国内の公社債等に実質的に投資を行い、NOMURA - BPI 総合を中長期的に上回ることをめざし運用を行

EDINET提出書類

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

います。

ファンドは、NOMURA - BPI 総合をベンチマークとします。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

(B)信託期間

無期限(2019年4月1日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎期 、当計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、以下の通りとします。

決算日は、毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。

新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率
0.5%未満の場合	税抜年0.19%
0.5%以上1.0%未満の場合	税抜年0.25%
1.0%以上の場合	税抜年0.31%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産にかかる監査費用等を信託財産 から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

国内の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として「ニッセイ国内債券オープン マザーファンド」を通じて、実質的に国内の公社債等に投資を行い、NOMURA - BPI 総合を中長期的に上回ることをめざします。

マザーファンドにおいては、マクロ経済分析、債券市場分析に基づくデュレーション・満期構成比・債券種類別構成比の調整 および個別銘柄の信用リスク分析等に基づく銘柄選択によりポートフォリオを構築します。

マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権をいいます。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資 産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

UBS世界国債ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、主として各国の政府や政府関係機関が発行・保証する世界のソブリン債券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

(B)信託期間

無期限(2021年4月8日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
ファンドの	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド
投資顧問会社	

16/80

EDINET提出書類

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に応じて、以下に定める信託報酬率を乗じて得た額の合計額とします。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

純資産総額	信託報酬率
純資産総額が500億円未満の部分	0.19%
純資産総額が500億円以上の部分	0.16%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

主として各国の政府や政府関係機関が発行・保証する世界のソブリン債券に投資を行います。

(2)投資態度

主として各国の政府や政府関係機関が発行・保証する世界のソブリン債券に投資を行います。

トップダウンでのマクロ的な分析とボトムアップでの各銘柄調査により、投資銘柄を選定します。

FTSE WGBI指数(除く日本、円ヘッジ、円換算ベース)をベンチマークとします。

ソブリン債券への投資については、原則として、取得時において主要格付機関よりBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。*

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、通貨戦略として外貨建資産に対して上下15%以内で為替ヘッジ比率を機動的に変更します。

信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引等のデリバティブ取引を行うことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

*BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付けをもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行いません。保有債券の社債権者割当等により取得したものに限り保有できるものとし、投資割合は 信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

SMTAM外国債券円キャリー戦略インデックスF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「外国債券円キャリー戦略インデックスマザーファンド(為替ヘッジあり)」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界の主要国の公社債に実質的に投資し、FTSE野村CaRD世界国債XOPVインデックス(除く日本、除くBBB、円ヘッジ・円ベース)に連動する投資成果を目指します。ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2021年4月8日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称	
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.12%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界の主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界の主要国の公社債に実質的に投資し、FTSE野村CaRD世界国債XOPVインデックス(除く日本、除くBBB、円ヘッジ・円ベース)に連動する投資成果を目指します

18/80

EDINET提出書類

公社債への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

本ファンドは、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の責任のもとで設定・運用されるものであり、FTSE Fixed Income LLC(以下「FTSE FI」)あるいは野村證券株式会社(以下「野村」)によって出資、保証、販売又は販売促進されるものではありません。FTSE野村CaRD世界国債インデックス・シリーズ(以下、「本インデックス」)に係るすべての権利はFTSE FI及び野村

に帰属します。FTSE 「は、ロンドン証券取引所グループ企業の商標であり、ライセンスに基づきFTSE FIによって使用されています。「Nomura」及び「野村」は、野村及び関連企業の商標であり、ライセンスに基づきFTSE FIによって使用されています。本インデックスはFTSE FI又はその代理人によって計算されます。FTSE FI及び野村は、(a)インデックスの使用、信頼性、又は瑕疵、(b) 本ファンドへの投資、操作から生じるいかなる責任も負いません。本ファンドから得られる成果、又は三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社によって設定された本ファンドの商品性に対するインデックスの適合性のいずれに関しても、FTSE FI及び野村は請求、予測、保証、又は表明を一切行いません。

マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)

19/80

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるマニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) への投資を通じて、主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドは、NOMURA BPI総合(NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)を参考指数とします。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2019年4月4日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称	
委託会社	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎年、3月および9月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。

新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率
0.5%未満の場合	税抜年0.25%
0.5%以上1%未満の場合	税抜年0.28%
1%以上の場合	税抜年0.31%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の公社債を実質的な投資対象とします。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。

NOMURA BPI総合を参考指数として、ユーロ円債を含む円建て公社債のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。

マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託 財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(3)主な投資制限

債券への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等の直接利用は行いません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く)への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

ティー・ロウ・プライス 海外国債ファンドF (適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 海外国債マザーファンド(為替ヘッジあり)への投資を通じて、主として日本を除く世界各国(エマージング・マーケットを含みます。)の国債、政府機関債および社債等ならびに国際機関債等(以下、「公社債」と言う場合があります。)に実質的に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 海外国債マザーファンド(為替ヘッジあり)」(以下、「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2021年4月8日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称	
委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	
受託会社	野村信託銀行株式会社	

21/80

EDINET提出書類

マザーファンドの ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(英国) 投資顧問会社 ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク(米国) ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド(香港) ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール) ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド(オーストラリア)

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.1650%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.10%の率を上限として信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国(エマージング·マーケットを含みます。)の国債、政府機関債および社債等ならびに国際機関債等を実質的な投資対象とします。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国(エマージング・マーケットを含みます。)の国債、政府機関債および社債等ならびに国際機関債等に分散投資を行います。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)をベンチマークとし、長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

マザーファンド受益証券への投資を通じて投資する公社債の格付は、原則として、取得時において格付機関により投資

適格格付(BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付)が付与されている公社債とします。

- *格付の判定に際しては、異なる格付が付与されている場合、最も高い格付で判定することがあります。
- 1) 上記 にかかわらず、格付機関から格付を得ていない公社債であっても、委託者(マザーファンドの運用の指図に 関する権限の委託を受けた者を含みます。)が上記 に掲げる公社債と同等であると判断したものに投資する場合 があります。
- 2) 保有する公社債の格付が変更され、上記 の基準を満たさなくなった場合でも、委託者(マザーファンドの運用の 指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)の判断により保有し続ける場合があります。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、固定金利債、変動金利債、インフレーション・リンク債、転換社債、ワラント債、資産担保証券等に投資することができます。また、有価証券、有価証券指数、通貨および金利にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。

マザーファンド受益証券におけるポートフォリオの構築にあたっては、各国のファンダメンタルズ分析に基づき、国別・通 賃別投資配分比率を決定し、個別銘柄分析により組入銘柄の選定を行います。

22/80

EDINET提出書類

実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、信託財産の効率的な運用に資するために外国為替予約取引等を実質利用する場合もあります。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資は、転換社債の転換の行使により取得するものに限り、その実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の 純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。

外国為替予約取引の実質利用は為替ヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよび デリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超 えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

野村マネーポートフォリオ マザーファンド

(A)ファンドの特色

本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限(設定日:2008年12月19日)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

23/80

(D)管理報酬等

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。 ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ベンチマークについて

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

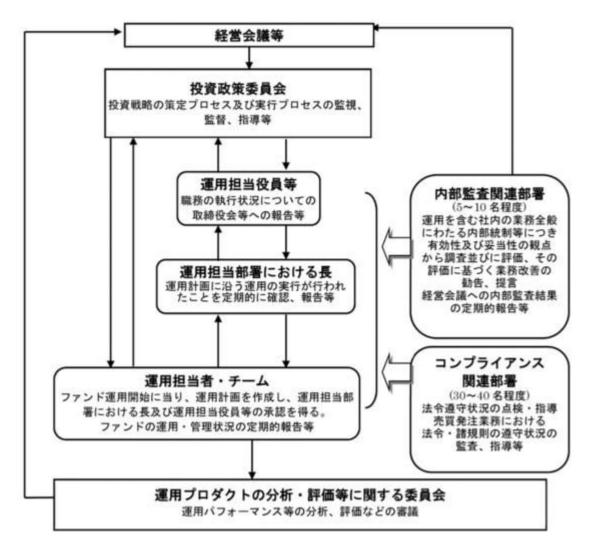
FTSE WGBI指数(除く日本、円ヘッジ、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLC が有しています。

(3)運用体制

<更新後>

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人 (販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

3投資リスク

<更新後>

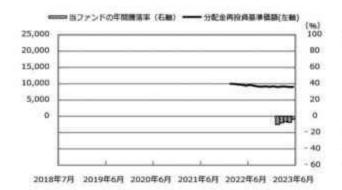
野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

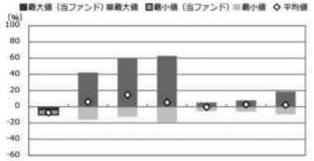
リスクの定量的比較

(2018年7月末~2023年6月末:月次)

(ファンドの年間 藤落率および分配金再投資基準価額の推移)

(ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較)





	第37ch*	日本株	先進回程	新闻的株	日本印偶	先進回傳	新興田債
最大值(%)	△ 3.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	18.5
ME/1468 (963)	A 10.1	A 16.0	A 12.4	- 19.4	A 5.5	-61	A 9.4

14.5

6.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- 年間騰落率は、2023年2月から2023年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2018年7月から2023年6月の5年間(当ファンドは2023年2月から 2023年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・ 平均値を表示したものです。

5.3

日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

△ 0.4

2.8

2.3

- 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、視引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

平均值(%)

A 7.1

く代表的な資産クラスの指数>

- 〇日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 〇先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)
- ○新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)
- 〇日本国债: NOMURA-BPI国债
- 〇先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- ○新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証棒循指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証棒価指数(TOPIX)(配当込み)の複数値及び東証棒価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は無標は、株式会社JPX起研又は株式会社JPX批研の開連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は無備に関するすべての権利はJPXが有します。JPX(東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の訓練。通証又は中断に対し、責任を負いません。本施品は、JPXにより提供、保証又は販売をよれるものではなく。本施品は、JPXにより提供、保証又は販売をよれるものではなく。本施品の設定、販売及び販売促進活動に配因するいかなる場響に対してもJPXは責任を負いません。
- OMSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ONOMURA-BPI関係・・・NOMURA-BPI関係の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィ デューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI関係の正確性、完全性、復績性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI関係を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- OFTSE世界関債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCIに より運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時間総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産 であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 〇」Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JP売らガン・ガバメント・ボンド・イン デックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における金針アドバイスを注的に推奨するものでもありません。

4手数料等及び税金

(3)信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率については、毎計算期間開始日の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社発表の新発10年国債の利回り(終値)に応じて、下記の通りとします。

新発10年国債の 利回り	0.5%未満	0.5%以上 1.0%未満	1.0%以上
	年0.121%	年0.209%	年0.297%
	(税抜年0.11%)	(税抜年0.19%)	(税抜年0.27%)
	以内	以内	以内
信託報酬率	(2023年7月末	(2023年7月末	(2023年7月末
	現在	現在	現在
	年0.121%	年0.209%	年0.297%
	(税抜年0.11%))	(税抜年0.19%))	(税抜年0.27%))
	年0.06%以内	年0.14%以内	年0.22%以内
委託会社	(2023年7月末	(2023年7月末	(2023年7月末
安配云红	現在	現在	現在
	年0.06%)	年0.14%)	年0.22%)
販売会社	年0.03%	年0.03%	年0.03%
受託会社	年0.02%	年0.02%	年0.02%

日本相互証券株式会社が発表する、最も直近に発行されたわが国の10年固定利付国債の流通価格の終値を単利計算により利回り表示したもの

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実 質的に負担する信託報酬率について、概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

2023年8月25日現在の実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値は、0.35%±0.05%程度です。

新発10年国債の利回り	実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
0.5%未満の場合	0.35%±0.05%程度
0.5%以上1.0%未満の場合	0.45% ± 0.05%程度
1.0%以上の場合	0.55% ± 0.10%程度

*ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものが含まれる場合があり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	購入後の情報提供、運用	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への 指図、法定書面等の作 成、基準価額の算出等	報告書等各種書類の送 付、口座内でのファンド の管理および事務手続き	管理、委託会社からの指 図の実行等
	等	

信託報酬率の調整について

信託報酬率の調整は以下の計算方法をもって行ないます。信託報酬率は毎月1回計算し、当月の第5営業日目以降で前日が営業日となる最初の営業日(「適用開始営業日」といいます。)から翌月の適用開始営業日の前日まで適用することとします。

30/80

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・新発10年国債の利回りが0.5%未満のとき

信託報酬率=年0.11%(税抜)-対象ETFの委託会社報酬率(税抜)×対象ETFの投資割合 なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託会社が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年 0.11%(税抜)以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

・新発10年国債の利回りが0.5%以上1.0%未満のとき

信託報酬率=年0.19%(税抜)-対象ETFの委託会社報酬率(税抜)×対象ETFの投資割合 なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託会社が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年 0.19%(税抜)以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

・新発10年国債の利回りが1.0%以上のとき

信託報酬率=年0.27%(税抜)-対象ETFの委託会社報酬率(税抜)×対象ETFの投資割合 なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託会社が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年 0.27%(税抜)以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

- ・対象ETFは、ファンドが投資するETFのうち、ファンドの委託会社が設定したETFとします。
- ・対象ETFの委託会社報酬率は、原則として、目論見書その他公表資料で開示されている当該各月の前月最終営業日時点の対象ETFの信託報酬率(税抜の年率値)のうち、純資産総額に応じて一定の率で委託会社が受取る部分(税抜の年率値)をいいます。
- ・対象ETFの投資割合は、当該各月の前月における対象ETFの投資割合の平均値とします。
- ・複数の対象ETFに投資する場合の「対象ETFの委託会社報酬率(税抜)×対象ETFの投資割合」は、各対象 ETFについて算出した「当該各対象ETFの委託会社報酬率(税抜)×当該各対象ETFの投資割合」を合計 した値とします。

(5)課税上の取扱い

<更新後>

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》	《配当所得》
・ <u>特定</u> 公社債 (注1) の利子 ・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収益 分配金	特定公社債、 <u>公募</u> 公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額に

ついては、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収 が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収は ありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

「個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。 換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡 益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。 なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

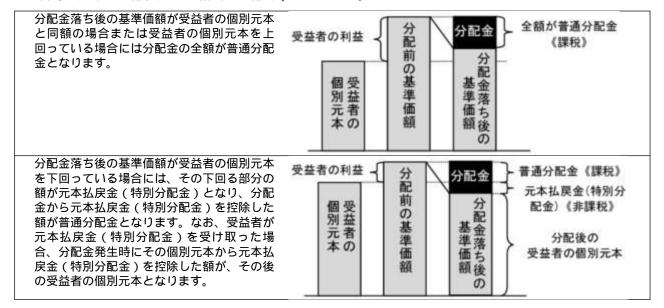
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2023年6月末現在)が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は2023年6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	22,676,751,319	98.21
現金・預金・その他資産(負債控除後)		413,258,672	1.78

34/80

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

合計 (純資産総額)	23,090,009,991	100.00
------------	----------------	--------

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1			GIM世界国債ファンドF (適格機関 投資家専用)	761,037	8,446	6,428,089,947	8,333	6,341,721,321	27.46
2			ティー・ロウ・プライス 海外国債 ファンドF (適格機関投資家専用)	640,160	8,520	5,454,740,495	8,350	5,345,336,000	23.14
3			UBS世界国債ファンドF(適格機関 投資家専用)	583,086	8,472	4,939,987,592	8,365	4,877,514,390	21.12
4		益証券	SMTAM外国債券円キャリー戦略イン デックスF(為替ヘッジあり)(適 格機関投資家専用)	236,164	8,357	1,973,820,819	8,245	1,947,172,180	8.43
5			ニッセイ国内債券オープンF(適格 機関投資家専用)	136,986	9,713	1,330,641,477	9,874	1,352,599,764	5.85
6			ノムラ日本債券オープンF(適格機 関投資家専用)	94,997	13,191	1,253,128,925	13,427	1,275,524,719	5.52
7		益証券	リスクエフィシエント外国国債・ 円ヘッジ後リスク調整型インデッ クスファンドF(適格機関投資家専 用)	109,568	9,029	989,372,483	8,894	974,497,792	4.22
8			マニュライフ・日本債券ストラテ ジック・アクティブ・ファンドF (適格機関投資家専用)	48,751	9,758	475,743,679	9,883	481,806,133	2.08
9			東京海上・日本債券オープンF(適 格機関投資家専用)	8,273	9,543	78,953,292	9,740	80,579,020	0.34

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.21
合 計	98.21

35/80

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

2023年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		———— 純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)		
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1計算期間	(2022年 6月 6日)	384	384	0.9593	0.9593	
第2計算期間	(2022年12月 6日)	6,214	6,214	0.9286	0.9286	
	2022年 6月末日	442		0.9401		
	7月末日	604		0.9624		
	8月末日	743		0.9408		
	9月末日	1,532		0.9133		
	10月末日	3,509		0.9112		
	11月末日	5,719		0.9209		
	12月末日	8,230		0.9038		
	2023年 1月末日	10,721		0.9184		
	2月末日	12,855		0.9001		
	3月末日	15,324		0.9142		
	4月末日	16,771		0.9132		

5月末日	19,361	0.8991	
6月末日	23,090	0.9046	

分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2022年 2月22日~2022年 6月 6日	0.0000円
第2計算期間	2022年 6月 7日~2022年12月 6日	0.0000円

収益率の推移

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 2月22日~2022年 6月 6日	4.1%
第2計算期間	2022年 6月 7日~2022年12月 6日	3.2%
第3期(中間期)	2022年12月 7日~2023年 6月 6日	2.5%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 2月22日~2022年 6月 6日	403,239,507	2,038,819	401,200,688
第2計算期間	2022年 6月 7日~2022年12月 6日	6,353,984,633	62,212,187	6,692,973,134
第3期(中間期)	2022年12月 7日~2023年 6月 6日	16,822,767,560	534,571,277	22,981,169,417

37/80

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 参考情報

<更新後>

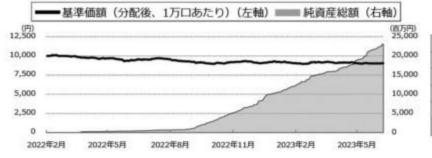
野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

運用実績 (2023年6月30日現在)

基準価額・純資産の推移

分配の推移

(1万口あたり、課税前)



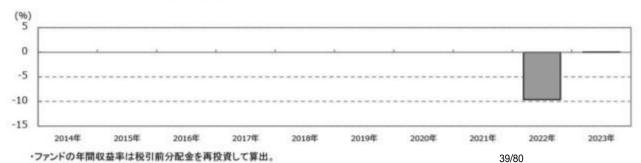
2022年12月	0 円
2022年6月	0 円
設定来累計	0 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	投資比率(%)	
1	GIM世界国債ファンドF(適格機関投資家専用)	27.5	
2	ティー・ロウ・ブライス 海外国債ファンドF(適格機関投資家専用)	23.1	
3	UBS世界国債ファンドF(適格機関投資家専用)	21.1	
4	SMTAM外国債券円キャリー戦略インデックスF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	8.4	
5	ニッセイ国内債券オーブンF(適格機関投資家専用)	5.9	
6	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	5.5	
7	リスクエフィシエント外国国債・円ヘッジ後リスク調整型インデックスファンドF(適格機関投資家専用)	4.2	
8	マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)	2.1	
9	東京海上・日本債券オーブンF(適格機関投資家専用)	0.3	

年間収益率の推移



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2022年は設定日(2022年2月22日)から年末までの収益率。

第2【管理及び運営】

1申込(販売)手続等

<訂正前>

ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3)申込不可日

ありません

*上記は2023年2月24日現在のものです。

(4)販売単位

1円以上1円単位(当初元本1口=1円)とします。

(5)販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

(6)申込代金の支払い

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

(8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3)申込不可日

ありません

*上記は2023年8月25日現在のものです。

(4)販売単位

1円以上1円単位(当初元本1口=1円)とします。

(5)販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

(6)申込代金の支払い

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が 別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

(8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【ファンドの経理状況】

野村為替ヘッジ付き世界債券ファンド(野村SMA・EW向け)

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号) (以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(2022年12月7日から2023年6月6日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

野村為替ヘッジ付き世界債券ファンド(野村SMA・EW向け)

(1)中間貸借対照表

(単位:円) 第3期中間計算期間末 第2期 (2022年12月 6日現在) (2023年 6月 6日現在) 資産の部 流動資産 コール・ローン 492,934,746 1,616,503,404 19,624,980,204 投資信託受益証券 5,831,786,483 6,324,721,229 21.241.483.608 流動資産合計 6,324,721,229 21,241,483,608 資産合計 負債の部 流動負債 未払金 108,202,756 423,104,366 未払解約金 437,527 11,258,318 未払受託者報酬 194,750 1,443,984 未払委託者報酬 876,313 6,494,734 未払利息 886 2,894 その他未払費用 19,413 144,334 442,448,630 流動負債合計 109,731,645 負債合計 109,731,645 442,448,630 純資産の部 元本等 6,692,973,134 22,981,169,417 元本 剰余金 中間剰余金又は中間欠損金() 477,983,550 2,182,134,439 (分配準備積立金) 69,823,416 67,977,755 元本等合計 6,214,989,584 20,799,034,978 純資産合計 6,214,989,584 20,799,034,978 21,241,483,608 負債純資産合計 6,324,721,229

(2)中間損益及び剰余金計算書

	(単位:円)
	第3期中間計算期間 自 2022年12月 7日 至 2023年 6月 6日
受取利息	423
有価証券売買等損益	247,291,905
営業収益合計	247,291,482

第3期中間計算期間 自 2022年12月 7日 至 2023年 6月 6日

営業費用	
支払利息	104,777
受託者報酬	1,443,984
委託者報酬	6,494,734
その他費用	144,334
営業費用合計	8,187,829
営業利益又は営業損失()	255,479,311
経常利益又は経常損失()	255,479,311
中間純利益又は中間純損失()	255,479,311
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	6,171,470
期首剰余金又は期首欠損金()	477,983,550
剰余金増加額又は欠損金減少額	43,755,390
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	43,755,390
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,498,598,438
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,498,598,438
分配金	<u>-</u>
中間剰余金又は中間欠損金()	2,182,134,439

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 . その他	当ファンドの中間計算期間は、2022年12月 7日から2023年 6月 6日までとなってお
	ります。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第2期		第3期中間計算期間末		ŧ
	2022年12月 6日現在		2023年 6月 6日現在		
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1. 中間計算期間の末日における受益権の総数		を
	6,692,973,134□				22,981,169,417□
2 .	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す		2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す	
	る額			る額	
	元本の欠損 47	77,983,550円		元本の欠損	2,182,134,439円
3 .	計算期間の末日における1単位当たりの純資	質産の額	3 .	中間計算期間の末日における1単位	当たりの純資産の額
	1口当たり純資産額	0.9286円		1口当たり純資産額	0.9050円
	(10,000口当たり純資産額)	(9,286円)		(10,000口当たり純資産額)	(9,050円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間 自 2022年12月 7日

至 2023年 6月 6日

1.追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第2期	第3期中間計算期間末		
2022年12月 6日現在	2023年 6月 6日現在		
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差額		
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評		
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は		
h.	ありません。		
2 . 時価の算定方法	2.時価の算定方法		
投資信託受益証券	投資信託受益証券		
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して		
おります。	おります。		
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務		
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時		
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお		
ります。	ります。		

(その他の注記)

1 元本の移動

第2期			第3期中間計算期間	
自 2022年 6月 7日			自 2022年12月 7日	
至 2022年12月 6日			至 2023年 6月 6日	
期首元本額	401,200,688円	期首元本額		6,692,973,134円
期中追加設定元本額	6,353,984,633円	期中追加設定元本額		16,822,767,560円
期中一部解約元本額	62,212,187円	期中一部解約元本額		534,571,277円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

2ファンドの現況

純資産額計算書

2023年6月30日現在

資産総額	23,432,701,178円
負債総額	342,691,187円
純資産総額(-)	23,090,009,991円
発行済口数	25,524,309,159□
1口当たり純資産額(/)	0.9046円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1委託会社等の概況

<更新後>

(1)資本金の額

2023年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

<更新後>

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および 監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

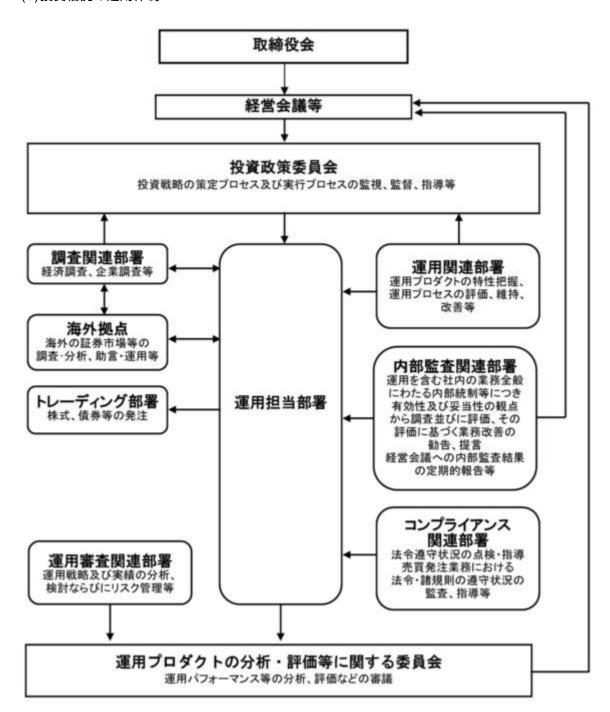
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適 法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任 に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等について の監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年6月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,008	45,137,414
単位型株式投資信託	191	783,018
追加型公社債投資信託	14	6,831,005
単位型公社債投資信託	474	1,037,809
合計	1,687	53,789,246

3委託会社等の経理状況

<更新後>

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月 6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)貸借対照表

前事業年度								
			乗年度 3月31日)	ョ事業年度 (2023年3月31日)				
	注記	·						
区分	番号	金額(百万円) 	金額(百	5万円) 			
(資産の部)								
流動資産								
現金・預金			2,006		1,865			
金銭の信託			35,894		42,108			
有価証券			29,300		21,900			
前払金			11		11			
前払費用			454		775			
未収入金			694		1,775			
未収委託者報酬			27,176		26,116			
未収運用受託報酬			4,002		3,780			
短期貸付金			1,835		1,001			
未収還付法人税等			-		2,083			
その他			57		84			
貸倒引当金			15		15			
流動資産計			101,417		101,486			
固定資産								
有形固定資産			1,744		1,335			
建物	2	1,219		906				

					可止日叫此为世
器具備品	2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

			業年度 3月31日)	当事業 (2023年3	美年度 3月31日)
区分	注記番号	金額(-	百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	1		9,512		9,682
 未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
 流動負債計			33,127		32,414
 固定負債					
 退職給付引当金			3,194		2,940
 時効後支払損引当金			588		595
 資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
 負債合計			38,033		37,074
 (純資産の部)					<u> </u>
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729	,	11,729	, -
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金		, = 3 -	55,322	,	56,509
利益準備金		685	,	685	,
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	

				4
評価・換算差額等		174	229	
その他有価証券評価差額金		174	229	
純資産合計		86,407	87,648	
負債・純資産合計		124,440	124,722	

(2)損益計算書

前事業年度									
			乗牛及 1年4月1日	(自 2022年4月1日					
		·	2年3月31日)		年3月31日)				
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百	百万円)				
営業収益									
委託者報酬			115,733		113,491				
運用受託報酬			17,671		18,198				
その他営業収益			530		331				
営業収益計			133,935		132,021				
営業費用									
支払手数料			39,087		38,684				
広告宣伝費			804		1,187				
公告費			0		0				
調査費			26,650		29,050				
調査費		4,867		6,045					
委託調査費		21,783		23,004					
委託計算費			1,384		1,363				
営業雑経費			3,094		3,302				
通信費		72		89					
印刷費		918		903					
協会費		79		83					
諸経費		2,023		2,225					
営業費用計			71,021		73,587				
一般管理費									
給料			12,033		11,316				
役員報酬		229		226					
給料・手当		7,375		7,752					
賞与		4,427		3,337					
交際費			47		78				
寄付金			73		115				
旅費交通費			65		283				
租税公課			1,049		963				
不動産賃借料			1,432		1,232				
退職給付費用			1,212		829				
固定資産減価償却費			2,525		2,409				
諸経費			11,116		12,439				
一般管理費計			29,556		29,669				
営業利益			33,357		28,763				

			業年度 1年4月1日		Ě年度 年4日4□					
		,	年3月31日)	(自 2022 至 2023	年4月1日 年3月31日)					
区分	注記番号		百万円)	金額(百						
	H 3									
受取配当金	1	3,530		7,645						
受取利息		10		45						
為替差益		-		49						
その他		1,268		637						
営業外収益計			4,809		8,377					
営業外費用										
金銭の信託運用損		1,387		1,736						
時効後支払損引当金繰入額		12		10						
為替差損		23		-						
その他		266		8						
営業外費用計			1,689		1,755					
経常利益			36,477		35,385					
 特別利益										
投資有価証券等売却益		26		10						
株式報酬受入益		53		46						
固定資産売却益		9		-						
資産除去債務履行差額		141		-						
特別利益計			230		57					
特別損失										
投資有価証券等売却損		0		16						
関係会社株式評価損		727		-						
固定資産除却損	2	374		52						
資産除去債務履行差額		0		-						
事務所移転費用		54		-						
特別損失計			1,158		69					
税引前当期純利益			35,549		35,374					
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890					
法人税等調整額			171		419					
当期純利益			24,904		26,064					

(3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

								(— 12	· H/J/J/		
		株主資本									
	資本剰余金					利益剰余金					
			スの供	資本		その他和	川益剰余金	利益	株主		
	資本金	資本	その他資本				利益	別途	繰 越	列	資本
		準備金	剰余金		準備金	」	利益	対示並 合計	合 計		
			州木立			傾立立	剰余金				
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596		

							H 1 1 3		
当期変動額									
剰余金の配当							26,268	26,268	26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外									
の項目の当期									
変動額(純									
額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,364	1,364	1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位:百万円)

	評価・換	算差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	57	57	87,654	
当期変動額				
剰余金の配当			26,268	
当期純利益			24,904	
株主資本以外の項目の	116	116	116	
当期変動額 (純額)	110	110	116	
当期変動額合計	116	116	1,247	
当期末残高	174	174	86,407	

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本									
		資	[本剰余]	金		利益剰余金					
	資本金	資本	その他	資本	利益		月益剰余金 繰 越	利益	株 主 資 本		
		準備金	資 本 剰余金	剰余金合計	準備金	別 途 積立金	利 益 剰余金	剰余金合計	合 計		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232		
当期変動額											
剰余金の配当							24,877	24,877	24,877		
当期純利益							26,064	26,064	26,064		
株主資本以外											
の項目の当期											
変動額(純											
額)											
当期変動額合計	-	-	-	1	-	-	1,186	1,186	1,186		
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419		

(単位:百万円)

	評価・換		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の	54	54	54
当期変動額 (純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない ... 時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方 法 時価法

3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法 時価法

4 . 外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物6年附属設備6~15年器具備品4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法に よっております。

6 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して おります。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業 年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づ く将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記] 該当事項はありません。

7. 収益及び費用の計上基準

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27 - 3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末	前事業年度末		度末
(2022年3月31日	1)	(2023年3月31日)	
1.関係会社に対する資産及び負	負債	1.関係会社に対する資産	及び負債
区分掲記されたもの以外で	各科目に含まれている	区分掲記されたもの以	外で各科目に含まれている
ものは、次のとおりであります	f 。	ものは、次のとおりであり	ります。
未払費用	1,223百万円	未払費用	1,350百万円
2 . 有形固定資産より控除した派	或価償却累計額 	2 . 有形固定資産より控除	した減価償却累計額
建物	589百万円	建物	901百万円
器具備品	618	器具備品	657
合計	1,207	 合計	1,559

損益計算書関係

前事業年度		当事業年度	
(自 2021年4月1日	1	(自 2022年4月1日	
至 2022年3月31日	1)	至 2023年3月31日)	
1.関係会社に係る注記		1 . 関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関	係会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係	会社に対するもの
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。	
受取配当金	3,525百万円	受取配当金	7,634百万円
2.固定資産除却損		2.固定資産除却損	
建物	346百万円	建物	0百万円
器具備品	28	器具備品	0
ソフトウェア	-	ソフトウェア	52
合計	374	合計	52

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26.268百万円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 5,100円 基準日 2021年3月31日 効力発生日 2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,877百万円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 4,830円 基準日 2022年3月31日 効力発生日 2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,877百万円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 4,830円 基準日 2022年3月31日 効力発生日 2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 55,782百万円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 10,830円 基準日 2023年3月31日

効力発生日

2023年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	貸借対照表時価		差額
	計上額		
(1)金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2)その他 (デリバティブ取引)	121	121	-
負債計	121	121	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 記載を省略しております。 (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()1.2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

- ()1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
 - 2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年超	40年却
		5年以内	10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	1	1	-
未収委託者報酬	27,176	ı	ı	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-		-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸佣	昔対照表計上額	(単位:百万円)
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その他)	-	1,736	-	1,736
()				
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引 (通貨関連)	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

- ()時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。
- (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信 託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されている ため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合 は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理すること により、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表	貸借対照表時価	
	計上額		
(1)金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2)その他 (デリバティブ取引)	46	46	-
負債計	46	46	-

- 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費 用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、 記載を省略しております。
- 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

)市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	- 0 1 3/13	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル に分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その他)	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引 (通貨関連)	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2022年3月31日) 該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(2022年3月31日)
 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度
△ 刀	(百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022年3月31日)

	貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額		
	(百万円)	(百万円)	(百万円)

貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	•	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

市場価格のない株式等(貸借対照表計上額315百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,886百万円)は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2023年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2023年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度
△ 刀	(百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

市場価格のない株式等(貸借対照表計上額235百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,557百

万円)は、記載しておりません。

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	121	121

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	46	46

退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	1,521
退職給付の支払額	904
その他	14
退職給付債務の期末残高	21,967

(2)	年金資産の期首残高と期末残高の調整表
1 4 4 1	十五县庄以知日况间6册入况间以侧在仪

年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	672
	19,687

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	19,687
	879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	45
確定給付制度に係る退職給付費用	959

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.9%退職一時金制度の割引率0.6%長期期待運用収益率2.35%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1))退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
-----	-----------------------

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	1,476
退職給付の支払額	1,133
その他	83
	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	19,378
	1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率 1.4% 退職一時金制度の割引率 1.1% 長期期待運用収益率 2.35%

3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

31日)
負債の発生の主な原因別の
百万円
1,138
912
1,010
22
1
33
18
50
7
348
89
4
4,87
1,69
3,18
去費用 17
8
103
48
84
2,34
適用後の法人税等の負担率
頁目別の内訳
31.0%
れない項 0.3%
れない項 0.3%
「入され
6.4%
2.1%
0.6%
:係る外
0.7%
0.8%
の負担率26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場 合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法 人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算し ております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

				(里位:自	<u> 1万円</u>
		前事業年度		当事業年度	
	自	2021年4月 1日	自	2022年4月 1日	
	至	2022年3月31日	至	2023年3月31日	
期首残高		1,371			1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48		-	
資産除去債務の履行による減少		296			-
期末残高		1,123			1,123

収益認識に関する注記

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	1 H X 2022 + 0/10/14 /
	前事業年度
区分	(自 2021年4月 1日
	至 2022年3月31日)
委託者報酬	115,670百万円
運用受託報酬	16,675百万円
成功報酬 (注)	1,058百万円
その他営業収益	530百万円
合計	133,935百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

了来一及(日 2022 1 17]	<u> </u>
	当事業年度
区分	(自 2022年4月 1日
	至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491百万円
運用受託報酬	17,245百万円
成功報酬(注)	952百万円
その他営業収益	331百万円
合計	132,021百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報
 - (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報
 - (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等 該当はありません。

(イ)子会社等

	$(I)J\Delta$	江立								
種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	, , = T						資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに扱 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (ア)親会社及び法人主要株主等 該当はありません。

(イ)子会計等

	(1)丁云	江立								
種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	ノムラ・エー						資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
子会社	エム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度		当事業年度			
(自 2021年4月1日		(自 2022年4月1日	∃		
至 2022年3月31日)		至 2023年3月31	日)		
1 株当たり純資産額	16,775円81銭	1 株当たり純資産額	17,016円74銭		
1 株当たり当期純利益	4,835円10銭	1 株当たり当期純利益	5,060円34銭		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益に	ついては、潜在	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在			
株式が存在しないため記載しておりまt	±ん。	株式が存在しないため記載しておりません。			
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基	礎		
損益計算書上の当期純利益	24,904百万円	損益計算書上の当期純利益	26,064百万円		
普通株式に係る当期純利益 24,904百万円		普通株式に係る当期純利益	26,064百万円		
普通株主に帰属しない金額の主要な	内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳			
該当事項はありません。		該当事項はありません。			
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株		

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1) 受託者

(a)名称	* (b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱UF J信託銀行株式会社 (再信託受託者:日本マスタート ラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

^{* 2023}年6月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	* (b)資本金の額	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。

^{* 2023}年6月末現在

<更新後>

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

< 再信託受託者の概要 >

名称: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約 金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3資本関係

<訂正前>

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

<訂正後>

(2023年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年7月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監查法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野明史 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村為替ヘッジ付き世界債券ファンド(野村SMA・EW向け)の202年12月7日から2023年6月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村為替へッジ付き世界債券ファンド(野村SMA・EW向け)の2023年6月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2022年12月7日から2023年6月6日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査 人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正 又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とし た監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間 財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

尚

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財 務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会 計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。